

**随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書**

| 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合 | 今回の契約が左に該当すること等の説明 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|---------------|-------|----|------|---------------|-----------|------|-------|---------------|----|-------------|-------------|----|---------|-----------|----|----------|-------------|
| 特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき | <p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>本事業は、精神障がい者の一般就労の拡大や就労後の職場定着を目的に、就労相談、職場定着支援業務を行う「精神障がい者就労支援ワーカー（以下「ワーカー」という。）」の配置を委託するものである。</p> <p>ワーカーが精神障がい者の就労、職場定着支援を効果的・効率的に行うためには、就労意欲のある精神障がい者の情報や、精神障がい者の雇用を考えている企業の情報収集、就労関係機関や医療機関等と連携ができる者に委託する必要がある。</p> <p>また、障がい者、企業の身近な場所で継続的な就労・定着支援を行うためには、各圏域にワーカーを配置することが求められる。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>障害者雇用促進法に基づく障がい者の就業面、生活面の相談支援機関として県では県内6箇所（岐阜圏域のみ2か所、他の圏域に各1か所）の社会福祉法人を障害者就業・生活支援センター（以下「センター」という。）の運営法人として指定している。</p> <p>センターは、厚生労働省と県（労働雇用課、障害福祉課）からの委託事業により運営しており、指定区域内の障がい者の就労・生活を広範に支援する唯一の機関である。</p> <p>本事業は、精神障がい者の就労、職場定着の支援を行うものであり、障がい者の情報を入手、活用して、支援機関や特別支援学校と連携し、国や県からの他の委託事業との連携も必要となるため、圏域内の障がい者の情報を集約しているセンター運営法人以外では当委託事業を実施することが不可能である。</p> <p>【厚生労働省からセンターへの委託業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就業支援担当者の設置 <p>【県からセンターへの委託業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援担当者、発達障がい者支援コンシェルジュの設置 ・障がい者就労支援圏域ネットワーク事業 ・障がい者雇用拡大支援事業 ・障がい者就労ステップアップ応援事業 <p>【各圏域のセンター運営法人】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">圏域</th> <th style="width: 45%;">運営法人名</th> <th style="width: 40%;">住所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岐阜南部</td> <td>(福)岐阜市社会福祉事業団</td> <td>岐阜市都通2-23</td> </tr> <tr> <td>岐阜北部</td> <td>(福)舟伏</td> <td>岐阜市日野東4-10-18</td> </tr> <tr> <td>中濃</td> <td>(福)岐阜県福祉事業団</td> <td>岐阜市下奈良2-2-1</td> </tr> <tr> <td>東濃</td> <td>(福)陶技学園</td> <td>多治見市姫町2-2</td> </tr> <tr> <td>飛騨</td> <td>(福)飛騨慈光会</td> <td>高山市山田町831-1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※西濃圏域の障害者就業・生活支援センターとして、現在は「社会福祉法人あゆみの家」が指定されている。しかし、社会福祉法人あゆみの家は、令和7年4月から精神障がい者就労支援ワーカーが配置できていない状態であり、令和8年4月以降も配置できないとの連絡が社会法人あゆみの家から労働雇用課を通じてあった。よって、西濃圏域の障害者就業・生活支援センター分を除く。</p> | 圏域 | 運営法人名 | 住所 | 岐阜南部 | (福)岐阜市社会福祉事業団 | 岐阜市都通2-23 | 岐阜北部 | (福)舟伏 | 岐阜市日野東4-10-18 | 中濃 | (福)岐阜県福祉事業団 | 岐阜市下奈良2-2-1 | 東濃 | (福)陶技学園 | 多治見市姫町2-2 | 飛騨 | (福)飛騨慈光会 | 高山市山田町831-1 |
| 圏域 | 運営法人名 | 住所 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 岐阜南部 | (福)岐阜市社会福祉事業団 | 岐阜市都通2-23 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 岐阜北部 | (福)舟伏 | 岐阜市日野東4-10-18 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中濃 | (福)岐阜県福祉事業団 | 岐阜市下奈良2-2-1 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 東濃 | (福)陶技学園 | 多治見市姫町2-2 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 飛騨 | (福)飛騨慈光会 | 高山市山田町831-1 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。